

第10次 いわき市高齢者保健福祉計画《概要版》

《概要版》

【令和6（2024）年度～令和8（2026）年度】

1 計画の概要

◆ 計画策定の趣旨

本計画は、本市の高齢者を取り巻く環境を見据えながら、国や県の指針等を踏まえて、健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの深化、介護サービス基盤整備等について推進するため、取組みの方向性と具体的な目標等を定めた計画です。



◆ 計画の一体的策定と根拠法令

	老人福祉計画	介護保険事業計画	認知症施策推進計画
根拠法等	老人福祉法（第20条の8）	介護保険法（第117条第1項）	認知症施策推進大綱 認知症基本法（第13条第1項）
内容	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画	認知症施策の総合的かつ計画的な推進に関する計画

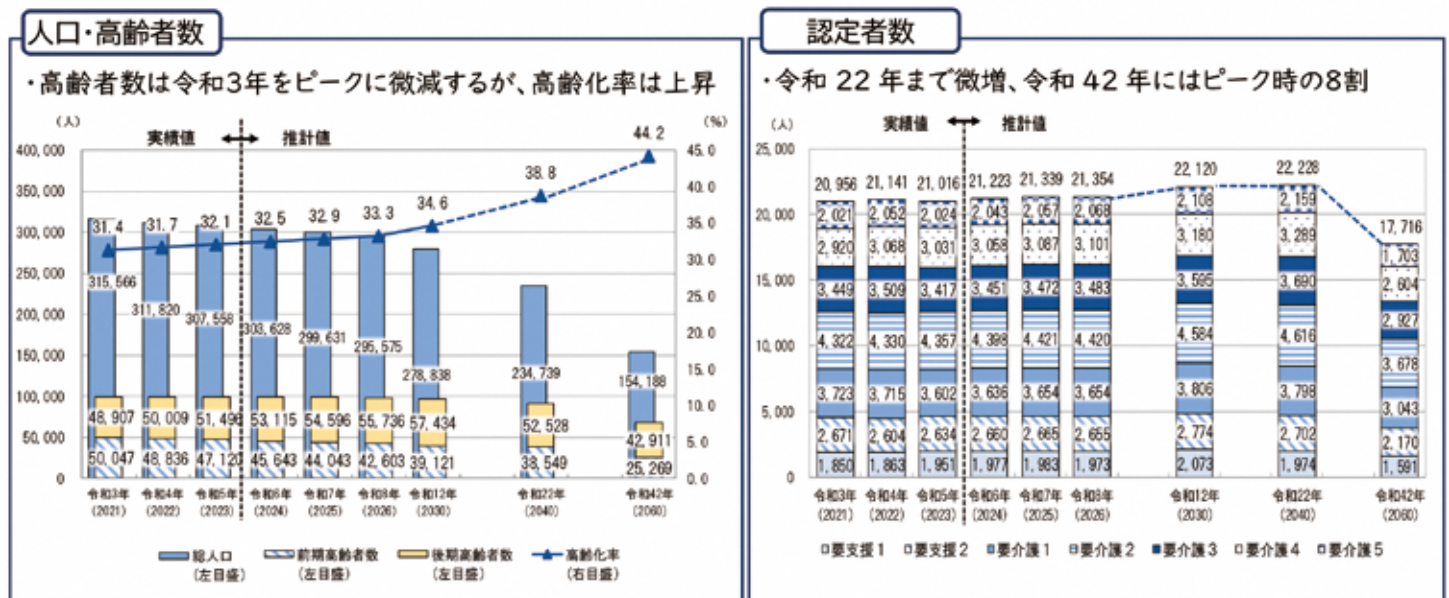
◆ 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法により3年を1期とすることと定められていることから、本計画の計画期間は、**令和6（2024）～8（2026）年度の3年間**となります。

R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
第9次いわき市 高齢者保健福祉計画			第10次いわき市 高齢者保健福祉計画			第11次いわき市 高齢者保健福祉計画		

2 本市の高齢者をめぐる状況

◆ 人口、要介護・要支援認定者数（第1号・第2号被保険者）の将来推計



出所：いわき市による推計値

3 基本理念と取組みの方向性



ひとりひとりが健康でいきいきと 安心して自分らしく暮らせるまち いわき

高齢者一人ひとりの自らの健康維持増進への関心の高揚を促進するとともに、医療と介護の連携強化や情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図り、本市に暮らす全ての高齢者が安心して自分らしく暮らすことのできることを目指します。

◆ ビジョン

健康寿命の延伸

高齢者自らの健康維持・増進への意識づくりを推進し、病気や身体機能の低下の有無に関わらず生きがいを持ち、その能力を活かし地域で暮らし続けられる施策の展開を図ります。

いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進

全ての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の確保により、地域全体で支え合う仕組みづくりを目指すとともに、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上等を推進します。

◆ 施策の柱

(1) 自分らしく暮らす ～高齢者やその家族の希望を尊重する施策～

高齢者が住み慣れた地域で最期まで尊厳ある暮らしが続けられるよう、医療と介護の連携強化や、在宅介護者や介護支援専門員等が相談しやすい環境整備など、高齢者やその家族、それらを支える方を支援する体制のさらなる充実を図ります。

(2) 安心して暮らす ～高齢者の生活を支えるサービス提供の施策～

サービス需要の増加、認知症高齢者の増加及び生活困窮者や社会的に孤立するおそれのある高齢者など、多様な生活課題を抱える高齢者の増加に対応するため、様々な介護サービスの充実と、それを支える介護人材の確保・育成とともに、業務の負担軽減を図ります。特に、高齢者が住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられるよう、高齢者やその家族を支援する在宅介護サービスの充実に取り組みます。

また、生活の基盤である「住まい」の確保について、多分野、多機関との連携を図ります。

(3) 健康でいきいきと暮らす ～高齢者が主体的に活動し、地域で支える施策～

高齢者が住み慣れた地域で孤立せず生きる喜びを感じながら暮らし続けられるよう、地域社会と交流できる場に積極的に参加する機会を創出し、高齢者が自分らしく暮らせるよう、地域住民をはじめとする多様な主体による活動の充実を図ります。

◆ 9つの取組みの視点

① 地域共生社会の実現

一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らし続けられるようにする取組み

② 住まい環境の整備

生活の基盤(拠点)として必要な住まいを、地域のニーズに応じて適切に整備するとともに、日常生活に必要な介護サービス等の充実を目指す取組み

③ 地域で支える仕組みづくり

地域住民をはじめとする多様な主体による支え合い活動の充実により、きめ細かな生活支援ニーズに対応できるようにする取組み

④ 健康づくりと介護予防

健康に対する意識の向上を促すとともに、年齢に関わらず重症化してしまう疾患(生活習慣病等)やこころの病気を予防することで、介護予防に繋げる取組み

⑤ 生きがいづくりと社会参加

様々な生活環境の変化に対応できるよう、人(家族含む)との交流や地域社会との繋がりを確保するとともに、生きがいを持ち高齢期を豊かに生きるようにする取組み

⑥ 介護人材の確保と業務効率化

介護職が選ばれる職業となることを目指し、働きやすい職場環境の整備や技術や能力が評価されるようにするとともに、質の高いサービスを確保できるよう事務負担の軽減を図りながら、介護現場の生産性を向上させる取組み

⑦ 医療と介護の連携強化

医療と介護双方のニーズを有する高齢者が暮らしやすくなるよう、制度間の課題解決に向けた協議を重ねながら、関係機関・団体における顔の見える関係づくりを進める取組み

⑧ 認知症施策の推進(認知症施策推進計画)

認知症になっても地域で暮らしていけるよう、認知症への正しい知識と理解の促進を基本に、認知症の人や家族等が地域において安心して暮らすことができるようにする取組み

⑨ 災害や感染症対策

いざという時に備えて安心して暮らしていけるよう、支え合いの地域社会を目指し、支援体制を整備していく取組み



4 認知症施策推進計画

◆ 計画策定の背景

国の推計によれば、2025（令和7）年には、高齢者の約5人に1人が認知症になると予測されており、本市ではこれまで、第6次いわき市高齢者保健福祉計画の最重点施策Ⅳに「認知症高齢者対策の推進」を位置付けて以降、認知症の理解を深めるための普及・啓発や早期発見の取組み等を推進しています。

また、令和6年1月1日施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）」により、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を目指し、「第10次いわき市高齢者保健福祉計画」においては、これまでの「認知症高齢者対策の推進」の取組みに加え、国の認知症施策推進大綱（以下「大綱」という。）や認知症基本法の考えを踏まえた、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための本市独自計画として「いわき市認知症施策推進計画」を一体的に位置付けることとしました。

◆ 基本施策及び重点取組事項

国の大綱及び認知症基本法を踏まえた「共生社会の実現の推進のための認知症バリアフリーのまちづくり」を重点取組事項とし、5つの施策を総合的に推進します。

また、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」の考えに沿った施策を展開するとともに、認知症の正しい知識と理解の推進により、認知症の人の意思や家族の意見が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

基本施策1 認知症に関する理解促進

認知症に関する正しい理解や知識の普及・啓発を進め、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる共生のまちづくりを推進します。

基本施策2 認知症の人や家族への支援体制の充実

認知症があっても尊厳を保ち、その人らしい生活を送ることができるよう、認知症高齢者の権利を守る取組みを推進します。また、認知症の人を支える家族が孤立することのないよう、家族の負担を軽減する取組みや、地域で見守る基盤づくりを推進します。

基本施策3 医療・ケア・介護サービス体制の構築

早期に必要な医療や介護サービスにつながる体制の構築とともに、認知症の人の状況に応じた適時・適切な支援が切れ目なく提供されるよう、医療・介護の連携の仕組みづくりを推進します。

基本施策4 認知症予防の充実・強化

生活習慣病の予防や社会参加の機会づくりに取り組むとともに、認知症やMCI（軽度認知障害）の早期発見・対応を推進し、認知症の「備え」としての取組みを進めます。

基本施策5 認知症バリアフリーのまちづくり

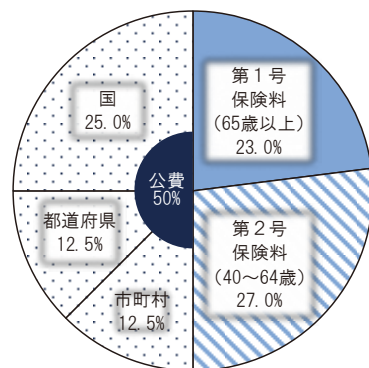
認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らす「認知症バリアフリー」の取組みを推進するとともに、本人の個性と能力を発揮できるよう社会参加の機会を一層広げます。

5 介護保険料について

◆ 介護保険の財源

介護保険の財源は、40 歳以上の方が納める保険料と公費（税金）でまかなわれています。介護保険料は、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

右のグラフは介護保険費用の負担割合です。負担割合は 65 歳以上の方と 40～64 歳の方の人口比率をもとに決められます。65 歳以上の方の人口が増加しているなか、両者の 1 人あたりの保険料の均衡を図るために、3 年に 1 度見直されます。



◆ 介護保険料の算出

65 歳以上の方の介護保険料は、保険給付費及び地域支援事業費の給付額に、各公費負担分、保険料の予定収納率等を加味し、第 1 号被保険者の所得段階別の人数を考慮して算出します。令和 6 年度～令和 8 年度の 3 年間ににおける第 1 号被保険者の保険料基準額は 6,303 円となり、この基準額をもとに、所得に応じ 13 段階に区分されます。

● 介護保険料の算出方法

① 第 1 号被保険者数の推計

- 将来人口推計をもとに算出

② 介護サービス等に必要な費用の合計（総費用額）の推計

- 在宅サービスの利用者数と利用量及び施設・居住サービスの利用者数の見込をもとに、各介護サービスの費用である総給付費を推計
- 特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費等、その他の給付額等を推計
- 地域支援事業費や市町村特別給付などを推計

③ 介護保険料収納必要額の推計

- 総費用額に、介護給付費準備基金の取崩しや第 1 号保険料負担割合等を反映し、介護保険料収納必要額を算出

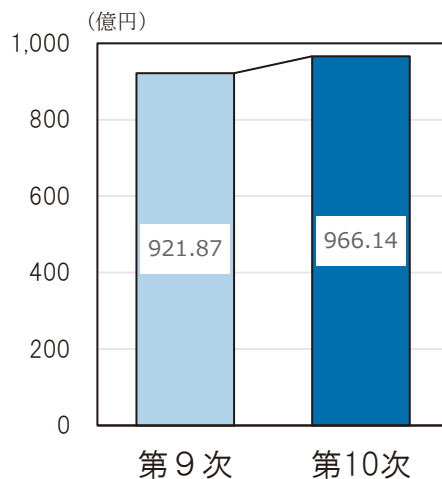
④ 介護保険料基準額（月額）の推計

- 予定介護保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数から、介護保険料基準額（月額）を算出

介護保険料基準額（月額 6,303 円）

● 総費用額の推移（見込み）

第 10 次の総費用額は、約 966 億円になる見込みです。



第1号被保険者の保険料は、保険料基準額 6,303 円に所得段階別の割合を乗じて1か月あたりの金額を算出したのち、12倍し、100円未満を四捨五入することで年額を算出しています。

なお、算出結果は以下の通りです。

所得段階区分	年額（円）	対 象 者
第1段階 (28.5%)	21,600 円	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額 ^{※1} とその他の所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方
第2段階 (48.5%)	36,700 円	・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方
第3段階 (68.5%)	51,900 円	・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が120万円を超える方
第4段階 (88%)	66,600 円	・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の方
第5段階 (100%)	75,600 円	・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超える方
第6段階 (113%)	85,500 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額 ^{※3} が125万円未満の方
第7段階 (125%)	94,500 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方
第8段階 (150%)	113,500 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
第9段階 (175%)	132,400 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の方
第10段階 (190%)	143,700 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の方
第11段階 (200%)	151,300 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方
第12段階 (230%)	174,000 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方
第13段階 (250%)	189,100 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方

（第1段階から第3段階の保険料については、政令の定めにより、それぞれ公費負担による軽減を行っています。）

- ※1 年金収入額とは、遺族・障がい年金などの非課税年金を除いた公的年金の1年間の受給額を指します。
- ※2 その他の所得金額とは、年金収入以外の収入に係る「所得」（収入から必要経費などを差し引いた金額）の合計額を指します。
- ※3 合計所得金額とは、全ての「所得」の合計額（年金収入額に係る所得を含む）を指します。
- （注）その他の所得金額及び、合計所得金額については、マイナスの場合は0円とする取り扱いです。
- また、土地・建物などの譲渡に係る特別控除額がある場合は、特別控除額を差し引いた後の金額となります。

● 参考：介護保険料基準額の推移

介護保険事業期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	H12～H14	H15～H17	H18～H20	H21～H23	H24～H26	H27～H29	H30～R2	R3～R5	R6～R8
基準月額保険料 （年 額）	2,514 円 (30,200 円)	2,761 円 (33,100 円)	4,276 円 (51,300 円)	4,276 円 (51,300 円)	4,672 円 (56,100 円)	5,789 円 (69,500 円)	6,068 円 (72,800 円)	6,200 円 (74,400 円)	6,303 円 (75,600 円)
第1号被保険者の負担割合	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%	23%	23%
保険料段階	5 段階	5 段階	6 段階	9 段階	9 段階	11 段階	11 段階	11 段階	13 段階

前期との 比較	月 額	-	+247 円	+1,515 円	±0 円	+396 円	+1,117 円	+279 円	+132 円	+103 円
	上昇率	-	9.8%	54.9%	0.0%	9.3%	23.9%	4.8%	2.2%	1.7%

【高齢者の総合相談窓口】

地域包括支援センター



地域包括支援センターは、高齢者の皆さまが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、総合的に支援するための中核機関として、保健・福祉・医療に関する専門のスタッフ（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等）が各種の相談に応じ必要な支援を行っています。

具体的には、次のような支援を行っています。

◆ 介護予防のケアマネジメント

軽度の認定者（介護保険における要支援認定者）や介護保険の対象になるおそれのある方（虚弱高齢者）を対象に、介護が必要にならないように介護予防支援計画を作成するなどの支援を行います。

◆ 高齢者やその家族に対する総合的な相談・支援

相談の内容に応じて、介護保険だけでなく様々な制度や地域資源等に関する情報を提供したり、高齢者の心身の状況や生活実態の把握を通じて専門的な相談対応を行います。

◆ 介護支援専門員（ケアマネジャー）支援

要介護高齢者を担当するケアマネジャーが抱える困難事例に関して助言を行うなどの支援を通じて、要介護高齢者やその家族の生活の質の向上を図ります。

◆ 高齢者の権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守るために必要な援助や、虐待の早期発見・防止に努め、地域の中で安心して生活できるよう迅速・適切な対応を行います。

●利用時間：平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日 及び 12月29日～1月3日を除く）

地域包括支援センター 一覧

名 称	所 在 地	電 話	メールアドレス
		ファクス	
平 地域包括支援センター	平字梅本 21 （市役所本庁舎内）	22-1174 22-7505	taira-houkatu @bz03.plala.or.jp
中央台 サブセンター	中央台高久二丁目 11-2	38-5831 38-5841	cyuoudai-sub @road.ocn.ne.jp
小名浜 地域包括支援センター	小名浜花畑町 34-2 （小名浜支所北分庁舎内）	53-4760 92-5202	onahama-houkatu @bz03.plala.or.jp
泉 サブセンター	泉町一丁目 8-9	84-9460 84-9461	izumi-sub @aurora.ocn.ne.jp
勿来・田人 地域包括支援センター	錦町大島 1 （勿来支所内）	63-2140 62-2154	nakoso-houkatu @bz03.plala.or.jp
常磐・遠野 地域包括支援センター	常磐湯本町吹谷 76-1 （常磐支所内）	43-2151 43-2205	jiyoban-houkatu @bz03.plala.or.jp
内郷・好間・三和 地域包括支援センター	内郷高坂町四方木田 191 （総合保健福祉センター内）	27-8660 27-8640	uchigou-houkatu @bz03.plala.or.jp
四倉・久之浜大久 地域包括支援センター	四倉町字西四丁目 11-3 （四倉支所内）	32-2115 32-2258	yotukura-houkatu @bz03.plala.or.jp
小川・川前 地域包括支援センター	小川町高萩字小路尻 19-10 （小川支所内）	83-1411 83-1329	ogawa-houkatu @bz03.plala.or.jp

第 10 次いわき市高齢者保健福祉計画 概要版 令和 6 年 3 月発行

発 行：いわき市 保健福祉部 介護保険課

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 TEL：0246-22-7453 FAX：0246-22-7547

E-mail：kaigohoken@city.iwaki.lg.jp

